

令和7年度（2025年度） 事業計画書

社会福祉法人 ほほえみ会

<法人理念>

「自分らしく 今を生きる」

人は誰しも自分らしく生きたいと願っている。

体が不自由になっても、何らかの障害をうけても差別・偏見をされることはなく、自分の思いの生活を送りたいと望んでいるはずである。

この望んでいる生活をどのようにしたら送っていけるかを常に考え、法人の運営に取り組んでまいりたい。

<施設理念>

一、「自分が入居者だったら…」ということを常に考えて支援していきます。

一、「入居者の暮らしの場である」との意識で支援していきます。

一、「ここで生活して本当によかった」と思って頂けるよう支援していきます。

<心得・行動姿勢>

さ・・・さわやかな行動

し・・・親切な行動

す・・・スピーディーな行動

せ・・・誠実な行動

そ・・・率先垂範な行動

2025年度 社会福祉法人 ほほえみ会

事 業 計 画 書

- 特別養護老人ホーム雅荘 入所（70床）
- 短期入所生活介護（10床）
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定居宅介護支援事業所
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定訪問介護事業所
- つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業（受託事業）

1. 基本方針

利用者一人一人に寄り添うケアを行うことで思いを共有し、利用者が安心して、心豊かに生活できる居場所づくりを推進します。利用者の皆様が楽しいと感じる暮らしと、健康で生きがいをもって日々の生活ができるようにサポートします。

「感謝の心、思いやりの心」を大切に、利用者の笑顔と満足を求めて、質の高いサービスを提供するとともに、福祉の向上に貢献します。

また、自立支援や重度化防止など科学的介護の取組を通じて、ケアの標準化を目指します。

2. 本年度の施設目標

・介護現場の生産性向上等を通じた働きやすい職場環境づくり。

業務のやり方を工夫することで、現在の業務から「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくし、業務をより安全に、正確に、効率的に行い、負担を軽くすることを目的として取り組み、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくこと、また働く人のモチベーションの向上、楽しい職場、働きやすい職場づくりを目標とします。また、効率的な運営を通じて生産性の向上を図る取組を実施して行きます。

【令和7年4月1日から宿直業務廃止による取組】

宿直員の配置について、社会福祉施設等において面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられるなど、消防用設備等の基準が強化されてきたことや、他の施設系サービスにおいて宿直員の配置が求められていないこと、人手不足により施設における職員確保が困難である状況等を踏まえ、夜勤職員基準を満たす夜勤職員を配置している場合には、夜勤職員と別に宿直者を配置しなくても差し支えない。ただし、入所者等の安全のため、宿直員の配置の有無にかかわらず、夜間を想定した消防訓練等を通じて、各施設において必要な火災予防体制を整えるよう改めてお願ひする。と厚生労働省老健局より示されました。

雅荘では令和7年4月1日より宿直業務を廃止し、夜間対応を変更することとなりました。具体的には、令和7年4月1日より宿直業務廃止により、事務所の固定電話については夕18時から翌朝8時の間は転送電話による対応となります。

また、協力ユニット間にスマートフォンを配置し、入居者様の体調変化や緊急時の連絡をユニットから直接ご家族様に雅荘のスマートフォンからご連絡を行う体制を整えます。

【介護現場における生産性向上の取り組み】

生産性向上推進体制加算を算定する際には、生産性向上ガイドラインに基づいて業務改善のための取り組みを行うことが求められます。生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱとともに、テクノロジーの導入が算定要件のひとつとなっています。【対象となるテクノロジーの要件】

- ① 見守り機器
- ② インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器
- ③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT 機器
(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)

見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくとも①から③までに掲げる機器は全て使用することであり、その際、①の機器は全ての居室に設置し、②の機器は全ての介護職員が使用することされております。

特別養護老人ホーム雅荘では令和7年2月14日までに、テクノロジーの導入が算定要件の介護記録ソフト、見守り機器、インカム等の ICT 機器を設置導入致しましたので、
2025年4月から算定を開始致します。

生産性向上推進体制加算の算定算定（※生産性向上推進体制加算は2種類あり）

※ⅠとⅡの併算定は不可

生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位／月（令和7年4月～6月末日まで算定予定）

- ① 生産性向上推進体制加算Ⅱの要件をすべて満たし、データで業務改善の取り組みによる成果が確認された場合。
- ② 見守り機器などのテクノロジーを複数導入していること。
- ③ 介護助手の活用をはじめ、職員間の適切な役割分担の取り組みなどを行っていること。

生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位／月（令和7年7月～算定予定）

- ① 生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を利用者の安全と、介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じること。
- ② 生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ③ 見守り機器などのテクノロジーを介護施設や事業所にひとつ以上導入していること。
- ④ 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。

【提供が必要なデータ】

<u>生産性向上推進体制加算Ⅰ</u>	<u>ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）</u> <u>イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化</u> <u>ウ 年次有給休暇の取得状況の変化</u> <u>エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）</u> オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
<u>生産性向上推進体制加算Ⅱ</u>	<u>上記のうちア～ウ</u>

生産性向上推進体制加算Ⅰにおいては、実際に業務改善の成果が現れていることが要件となります。具体的には上記アのデータでケアの質が維持または向上したうえで、職員の負担軽減が確認されることが必要です。職員の負担軽減に関しては、労働時間の短縮や、有給休暇の取得日数の増加などで証明できるように致します。

【協力医療機関との連携体制の構築の取り組み】

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催。（協力医療機関連携加算）

【高齢者施設等における感染症対応力の向上の取り組み】

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入居者等への感染拡大を防止することが求められることから、新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築し、適切な対応を行ってまいります。（高齢者施設等感染対策向上加算）

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。（新興感染症等施設療養費）

【介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）策定について】

業務継続計画（BCP）の策定。（感染症編・自然災害編）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定。

BCPは、作成後も継続的に検討・修正を繰り返すことで各施設・事業所の状況に即した内容へと発展させて更新していきます。

【高齢者虐待防止の推進】

利用者的人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスマント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施いたします。

【施設サービスにおける口腔衛生管理の強化】

施設の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施。

【LIFE（科学的介護情報システム）の取り組み】

雅荘では、科学的介護情報システム（LIFE）の活用を令和3年11月から開始しております。LIFEの活用等が要件として雅荘で算定している加算は以下のようになっています。

・科学的介護推進体制加算・ADL維持等加算・褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算
科学的介護推進体制加算の見直し

LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6ヶ月に1回」から「3ヶ月に1回」に見直し。（科学的介護推進体制加算）

【介護職員等処遇改善加算】

・介護老人福祉施設

介護職員等処遇改善加算(I)・・所定単位数の14.0%を加算

・短期入所生活介護（令和7年4月～(II)から(I)変更）

介護職員等処遇改善加算(I)・・所定単位数の14.0%を加算

・指定訪問介護事業所

介護職員等処遇改善加算(I)・・所定単位数の24.5%を加算

【介護人材確保・職場環境改善等事業】

介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする。（令和7年2月7日厚生労働省老健局長通知）

補助額（算定式）令和6年12月の総報酬×交付率＝補助額

（交付率）

・介護老人福祉施設 8.3%

・（介護予防）短期入所生活介護 8.3%

・訪問介護事業所 10.5%

（補助対象経費）

（1）職場環境改善経費

（2）人件費

（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）の改善に充てることができる。）

対象となる職種

介護職員等介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。

【居住費（滞在費）の改定】令和7年3月施行

水道光熱費や物価高騰により令和7年3月より

ユニット型個室：居住費（滞在費）2,300円に改定（4段階の方が対象）

【稼働率の向上】

各事業所に定期的に訪問し施設の空き状況等を連携してまいります。

目標稼働率達成のため、常に入居優先順位を確定し、空床発生前に家族への入居意向の確認を行い、事前面接などを行うことで、空床期間の短縮を図ります。

【人材確保・育成の取り組み】

特養を中心とした介護職員の人材確保についても、外国人技能実習生の受入など、安定した職員採用を行いサービス向上に取り組みます。

また、人材確保として、職員からの友人、知人で働きたい方がいたら紹介をしていただき積極的に受け入れて人材確保に繋げて行きます。

法人規程により、職員人材確保紹介料を支給しております。

【認知症介護基礎研修の受講についての支援】

認知症介護基礎研修は、2024年4月から義務化になっております。

義務化の理由は、高齢化とともに認知症患者数の増加が見込まれ、認知症介護の知識やスキルを持った介護人材が必要になるためです。

この事を踏まえ、認知症介護基礎研修費用の全額を支援することとしました。

【介護福祉士受験希望される職員への支援】

雅荘では、令和7年度介護福祉士受験を希望される方へ介護実務者研修費用の全額を支援することとしました。

(1) 職員の資質の向上と職場体制の確立

- ・ユニットリーダー会議
- ・ユニットリーダー研修会
- ・安全衛生委員会
- ・災害、防災委員会 開催

職員個人の専門性を高めることはもとより、個々の介護ケースに対して、同一の支援が行えるように、各ユニット間で「報告」・「連絡」・「相談」を行います

・ユニット会議 開催

ユニット及び職場ごとの業務推進をはかり、ユニットの運営、ケアの統一を踏まえ、ユニットリーダーが中心となり、職員同士の連携に努めて行きます。

(2) ケアプラン・24時間シートに基づいた生活支援

- ①居室担当者は、入居者様の日常生活行動、健康状態、心理状態、生活全般の日常観察と「気づき」による状態の変化等の把握に努めます。
- ②ケアプランは居室担当者とケアマネジャー及び関係専門職員が共同で作成し、そのプランに基づき生活支援を行い、当該ユニットの全職員が共有します。
- ③24時間シートは日課表をユニットケアの手法を織り交ぜて、個別ケアを取り入れながら日課・意向・好み・自分で出来る事、サポートの必要なことを項目に入れて作成し、今までどんな生活を送っていたのか、入居者様を深く理解し把握した上で、その日常生活上の活動を適切に支援が出来るように努めて参ります。

(3) 医務（看護）

- ①入居者様の健康管理及び自立支援
- ②医師、歯科医と連携して入居者の健康ケアに努める。
- ③ターミナルケアについて家族の意向にもとづいて他職種や医師等と連携をとりながらできるだけ本人の希望に添えるように支援して行きます。
- ④看護・介護の質の向上
- ⑤職員の健康管理
- ⑥感染症予防対策及びその指導

(4) 委員会活動の充実、目的等

①褥瘡予防委員会の開催

- ・入居者に対し良質なサービスを提供する取組として、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的とします。

②感染症対策委員会の開催

- ・衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設においても感染症及び食中毒がまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とします。

(新型コロナウイルス感染症対策の取り組み)

高齢者や、心臓病、糖尿病、肺疾患などの基礎疾患がある方が新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクが高いため、高齢者施設での感染予防対策はこれからも継続していく必要があります。しかし、感染予防対策は利用者の生活を一定程度制限することにもなるので、慎重な判断と柔軟な対応が求められます。

今後、状況の変化や行政からの指示・要請等があれば、指示内容に踏まえた対策を講じます。

- ・予防対策として手指消毒又は手すりの消毒実施
- ・マスク着用、職員出勤前、検温徹底
- ・発生時の面会制限、面会お断りし入居者への感染を防ぐ取組を行う。窓越し面会対応等。
- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種の促進

③身体拘束廃止委員会及び高齢者虐待防止委員会の開催

- ・入居者の自立支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で検討し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動することを目的とします。

(身体拘束ゼロの取り組み)

身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながる恐れがあることや意欲低下、また拘束を外そうとしての重大事故が起こる可能性を踏まえ、マニュアルに沿った取り組みを行い、身体拘束ゼロを維持するよう努めます。

しかし、緊急やむを得ず一時的に入居者の生命の危機・身体を傷つける恐れがある場合等身体を拘束する場合については、本人・家族に十分な説明後、家族の同意のもと期間を定め行うものとします。

④事故防止検討委員会及びリスクマネジメント委員会の開催

- ・特別養護老人ホーム雅荘における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、さらに職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生防止に努めることを目的とします。

(事故防止の取り組み)

事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式の作成・周知、安全対策担当者の設置等が運営基準として義務付けられます。

個々の入居者の行動を把握し、日常の生活においてヒヤリとしたハッとしたことについて、各職員から記録に残していただき、又事故が発生した場合についても、状況報告書を提出していただきユニット会議にて、原因の究明や対処した事柄等を報告・検討し、委員会が中心となり、事故再発防止対策の検討及び、研修等による職員の意識向上と環境整備を行います。重大な事故が発生した場合は、入居者の生命を第一に考えて迅速に行動し、事故報告書の提出と事故原因を究明し、再発防止に努めます。

⑤栄養管理委員会の開催

- ・入居者の栄養改善を目的に、管理栄養士を中心に、看護職員、ユニットリーダー職員が入居者ひとり一人の栄養状態について話し合います。会議で話し合われたことは、すぐに日々の食事に反映され、その後もひとり一人の嗜好や食事量、状態の変化などに対応して行きます。

(栄養管理の取り組み)

ご高齢者の生活の中で「食と栄養」は非常に大事な要素であり、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。食事は楽しみの一つであり、セレクトメニューによる補食の提供や、食事の雰囲気作りやメニューを工夫し、個々の嗜好を加味した幅広い食事提供を行います。入居者一人一人に合った栄養ケア計画を作成し、他職種とともに協力して入居者の栄養改善に取り組みます。低栄養の利用者には栄養補助食品のみに頼らず、各個人の嗜好を考慮し、柔軟に対応して行きます。

⑥看取りケア検討委員会

(看取り介護の考え方)

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるよう日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行なうことです。

(看取りケアの取り組み)

『その人らしさ』を大切にし、ご本人の希望・ご家族の希望に出来る限り答えていきながら、ご本人やご家族とコミュニケーションを密にとり、安心した日々、穏やかな日々を送って頂けるように他職種協働で関わりをもっていく中で、「雅荘に入居して良かった」と思って頂けるよう『寄り添ったケア』を行っていきます。

また、実践の振り返りを行うことで、看取り介護の対応力を高めていきます。

⑦レクリエーション委員会の開催（※令和2年4月よりに名称変更）

- ・入居者、利用者様の日中の生活をどのように過ごされるかは、その方の今までの生活などによって異なります。他の方と話をされるのがお好きな方、ボランティアでの歌を楽しみに聴かれる方や、カラオケが好きな方や、大好きな芸能人をテレビで観るのが好きな方も あります。一日の暮らしの中で楽しみを持っていただけるように、より充実した生活となるよう、委員会で話し合いをもち提供を行っていきます。

⑧入居検討委員会（適宜開催）の開催

- ・入居希望者に施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入居決定を円滑に実施できるようにするとともに入居決定過程において透明性、公平性を確保します。

⑨生産性向上推進委員会の開催

- ・現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会抽出した課題に対して、PDCA を開始。Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）Action（対策・改善）の期間は3ヶ月で一周を目標とし、1年を通して活動を行います。

・職場環境の整備・業務の明確化と役割分担・手順書の作成・記録・報告様式の工夫

・情報共有の工夫・OJTの仕組みづくり・理念、行動指針の徹底

職場の環境改善は職員の負担軽減と利用者のサービス向上を目的と致します。

(5) 理事会・評議会の開催月

・6月・11月・3月の開催予定

※定期評議会においては、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については、1週間の間隔を置くことになります。

(6) 自立支援農園事業

自立支援農園事業について、農園の環境整備としては、農作物に関しては植える時期を考え暖かくなってから季節の果物等を植えて農園整備をはかります。

入居者、利用者に農園での育てる楽しさ、収穫の喜びを感じて頂きたいと思います。

(7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画

心身の状態により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は、ご家族の心身の状態の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象にサービスを提供するものとする。また、ユニット型個室の特性を活かし、利用者にとってなじみの関係となるようにご家族や友人、近隣の方たちが気軽に利用できるようとする。

- ・特養との一体の流れの中で、利用者様の在宅生活に配慮しながら安心かつ安全にお過ごしいただける場所の提供を致します。
- ・定期利用者様の利用日確保はもちろん、緊急時に受け入れができる体制づくりをし、各関係機関と連携をとり地域のための施設を目指します。
- ・日々の健康管理は勿論、転倒怪我に気を付けケアプランに沿ったご利用者本位の接遇に努めます。
- ・空床が出た際には、地域居宅事業所への情報提供やグループ施設と調整をはかりながら、出来るだけ空床を利用して頂けるように努めて行きます。

(8) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業所（第二種社会福祉事業）

（平成29年8月開始）老人居宅介護事業（訪問介護事業）

要介護・要支援状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、ケアプランを基に入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般において援助を行います。

- ・サービスは、居宅サービス計画書を基に個別に作成した訪問介護・訪問介護予防計画書に基づいて行います。
- ・利用者様の自立支援を目標に、訪問介護員一人一人が技術の向上をめざします。
- ・高齢者の皆さんのが安心して在宅生活を継続できるよう、関連機関との連携を図りながら地域に密着したサービスの提供を心がけます。

「特定事業所加算I」・・・所定の単位数に20%加算

(9) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業所（公益を目的とする事業）

（平成 29 年 8 月開始）居宅介護支援事業

介護保険を利用するためには、いろいろな手続きが必要です。家庭で介護を必要とする方々が、安心して生活ができるように介護支援専門員（ケアマネジャー）がご自宅などを訪問し支援します。

利用者の心身の状況、その場に置かれている環境に応じ、常にサービスを提供される側の立場や気持ちを配慮し、サービスを提供して行きます。

介護支援専門員として、技術の向上と専門的知識の向上を目指します。

（1）ケアマネジメントを実施する。

居宅介護支援において法令を遵守し基準に則した運営を行いながら、介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し自立支援を促します。

○在宅生活の支援

- ・ 利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行い利用者のニーズを把握します。
- ・ アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活を送ることが出来るように支援を行います。
- ・ 利用者が可能な限りその在宅生活において、個々の能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントを行います。
- ・ 介護給付の適正利用に努めたケアプラン作成を実施し、利用者にも制度の変化した状況を説明し、必要な援助の在り方について利用者と共に考えて参ります。
- ・ 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加し地域課題の抽出や新たな社会資源の開発の為の一役を担いつつ、インフォーマルな社会資源も活用し在宅生活における支援を行います。
- ・ 各市町村の「電子連絡帳システム」を利用して、情報を多職種間で共有します。

○医療との役割分担と連携

- ・ 医療ニーズの高い高齢者に対して、医療・介護の切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化する必要があることから、医療系サービスへの対応強化、入退院時における医療機関と介護サービス事業所との連携促進に努めます。

（2）特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行なうよう努めます。

- ・ 週 1 回の定期的な居宅会議を開催し資質の向上を図ります。
- ・ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策を行います。
- ・ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況把握を行います。
- ・ 保健医療及び福祉に関する諸制度を学び、ケアマネジメントに関する技術を習得します。
- ・ 利用者からの苦情があった場合は、即時にその改善方針の検討を実施します。
- ・ 支援の方向性など各職員間で話し合える相談しやすい環境を整えます。
- ・ 他事業所との『横の繋がり』を広げ情報を収集し、実践に繋げて行きます。
- ・ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供しています。

(3) 各市町村から委託される介護認定調査を実施していきます。

(4) 職員同士・他部署・各事業所間での連携強化

○ケアマネジャー間での連携強化

- ・ 事業所内で会議等を実施しケースについて一人で悩み考えるのではなく、事業所全体で問題の解決方法を探って行きます。

○地域包括支援センターとの連携強化

- ・ 困難事例に関しては併設の地域包括支援センターにその都度相談し、連携して解決して行きます。

○他事業所との連携強化

- ・ ほほえみ会の一員としての自覚を持ち、他部署との連携を行います。
- ・ 当施設が更に地域の皆様に選ばれる事業所となるように、事業所が窓口となり訪問介護や通所介護への情報提供を行います。

(10) つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業計画（受託事業）

地域包括支援センターは、高齢者の皆様やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。また、健康や生活に関する事、福祉や医療に関する事など身近な相談窓口として、高齢者に関するさまざまご相談に応じています。

高齢者皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていくように、介護、福祉、健康、医療等、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、介護支援専門員などから受けた色々な相談ごとを適切な関係機関と連携して解決に努めます。特に団塊世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となり、つくばみらい市行政面積の半分以上を担当する、雅莊担当地区は、独居世帯高齢者が増大、様々な問題を抱えている。昨年度も、ひとり暮らし高齢者訪問を推進 3 月までに完了した。新年度もひとり暮らし高齢者訪問と、高齢世帯夫婦などの安否確認に全力を傾注する。

①つくばみらい市社会福祉協議会の委託を受け、福岡・小張・板橋地区を担当し、相談業務を行っていきます。地域包括支援センター・市役所・医療機関等とより密に連携を図り多くの高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援して行きます。

②つくばみらい市地域包括支援センターの事業予定でもあります、ブランチ会議（月 1 回）。地域ケア会議、症例検討会、権利擁護研修会、認知症徘徊 S O S ネットワーク模擬訓練、認知症多職種協働研修会、在宅医療・介護連携事業研修会等に積極的に参加をいたします。

(11) 施設年間行事

- ① 年間を通して誕生会等、入居者のユニット毎に計画し入居者の個々のニーズにあった内容を支援します。
- ② 社会福祉法人ほほえみ会特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和7年度）。次項参照。
- ③ 社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画（令和7年度）。次項参照。
- ④ 社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画（令和7年度）。次項参照。

その他全体を通しての行事を下記の通り行う。

月別	行事名	備考
5月	避難訓練	総合訓練等
3月	健康診断	職員（夜勤者のみ）
9月	健康診断	職員
9月	健康診断	入居者
11月	避難訓練	総合訓練

※行事については、各ユニットにて、その都度イベントを企画して実施いたします。

(防災対策の取り組み)

防災対策に必要な物品の購入を順次行ってきましたが、引き続きそろえていきます。また、ライフラインが止まった際にも安心して生活して頂けるように、自家発電等の整備を行うとともに、通常の給食提供が出来なくなった事を想定し、災害時用備蓄品、非常食等の準備もていきます。また、火災等の災害に備えて「自衛消防計画」に基づき、年2回の消防訓練を実施します。

社会福祉法人ほほえみ会 特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和7年度）

4月	・お花見会 ・誕生会
5月	・端午の節句 ・五月人形飾り ・誕生会
6月	・誕生会
7月	・七夕 ・誕生会
8月	・三味線演奏会 ・誕生会
9月	・運動会 ・誕生会
10月	・福岡盆踊り保存会による太鼓演奏 ・誕生会
11月	・誕生会
12月	・クリスマス会 ・誕生会
1月	・お茶会に獅子舞がやってくる ・誕生会
2月	節分 ・豆まき ・誕生会
3月	ひな人形飾り ・誕生会

* 行事の内容については変更する場合があります。

社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画(令和7年度)

4月	・生産性向上会及びリーダー研修会 ・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・レク委員会
5月	・生産性向上及び安全衛生委員会 ・感染症対策委員会 ・災害感染症BCP作成委員会 ・災害感染BCP訓練
6月	・理事会 ・評議員会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・給食委員会 ・リーダー研修会
7月	・生産性向上及び安全衛生委員会 ・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・レク委員会
8月	・感染症対策委員会 ・看取りケア委員会 ・リーダー研修会
9月	・生産性向上及び安全衛生委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・給食委員会 ・災害感染症BCP作成委員会 ・災害感染BCP訓練
10月	・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・リーダー研修会
11月	・生産性向上及び安全衛生委員会 ・理事会 ・評議員会 ・レク委員会 ・感染症対策委員会
12月	・リーダー研修会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・給食委員会 ・レク委員会
1月	・生産性向上及び安全衛生委員会 ・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会
2月	・レク委員会 ・感染症対策委員会 ・看取りケア委員会 ・リーダー研修会
3月	・生産性向上会及び安全衛生委員会 ・理事会 ・評議員会 ・レク委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・給食委員会

*会議・委員会の日時については変更する場合があります。

社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画(令和7年度)

4月	労務管理について
5月	BCP訓練(災害)
6月	認知症ケア身体拘束廃止について
7月	認知症ケア高齢者虐待予防について
8月	看取りケアについて
9月	BCP訓練(災害)
10月	感染症対策及び口腔ケアについて
11月	BCP訓練(感染症)
12月	認知症ケアと身体拘束廃止について
1月	認知症ケアと高齢者虐待予防について
2月	BCP訓練(感染症)
3月	感染症予防および褥瘡予防について

*研修・勉強会の内容については変更する場合があります。